

豊明市水防計画

平成21年3月作成

平成28年11月変更

豊 明 市

目次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	擁護の定義	1
第3節	水防の責任と義務	2
第4節	水防計画の変更	4
第2章	水防組織	
第1節	水防組織	4
第2節	水防管理団体	4
第3章	水防施設	
第1節	水防施設	5
第2節	通信連絡	5
第3節	非常輸送	6
第4章	水防活動	
第1節	水防本部委員の非常配備体制	6
第2節	消防団の非常配備体制	6
第3節	臨機の措置	6
第4節	気象予警報の種類	7
第5節	水防警報	8
第6節	洪水予報	9
第7節	水防作業	10
第8節	水防報告	13
第5章	避難	
第1節	避難の指示	13
第2節	避難勧告等の発令の伝達方法	13
第3節	避難先及び避難順序	13
第6章	水防上の注意箇所	
第1節	水防上の注意箇所	14
第7章	水防信号及び水防標識	
第1節	水防信号	14
第2節	水防標識	14

第8章 決壊等の通報並びに決壊後の処置

第1節 決壊の通報	15
第2節 決壊箇所の処置	15
第3節 決壊による被害状況の報告	15
第4節 水防解除	15

第9章 協力応援

第1節 居住者の義務等	15
第2節 関係機関との相互協力	15
第3節 隣接水防団体等との協力	16
第4節 警察官の出動要請	16
第5節 自衛隊の派遣要請	16

第10章 公用負担

第1節 公用負担	16
第2節 公用負担権限証明書	16
第3節 公用負担の証票	17
第4節 補償	17

第11章 水防訓練

第1節 水防訓練実施項目	17
第2節 水防訓練実施時期	17

資料編

資料1 水防団の構成及び管轄区域	1
資料2 災害対策本部組織表	2
災害対策本部組織図	3
資料3 災害対策本部業務分担表	4
資料4 災害対策本部を中心とする通信連絡図	7
資料5 市域における緊急輸送道路	8
資料6 河川水防警報知事発令様式	9
資料7 水防上河川注意箇所	10
資料8 水防上注意施設 排水機場（農業用）	11
資料9 洪水予報発表文例（別表1）	12
資料10 水防報告様式（別表1）	13
水防報告様式（別表2）	14
資料11 水防報告書	15
資料12 避難場所一覧表	16
資料13 人的・被害住家被害（様式）	19
資料14 公共土木施設被害（様式）	20

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県（以下「県」という。）知事から指定された指定水防団体たる豊明市（以下「市」という。）が同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

- 1 豊明市防災会議（以下「市防災会議」という。）
災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速かつ円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。
- 2 豊明市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）
災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害対策基本法に基づき設置されるものをいう。
- 3 豊明市水防本部（以下「市水防本部」という。）
市の地域に係る水防を統括するため設置するものをいう。
- 4 豊明市水防本部長
豊明市長をいう。
- 5 消防機関の長
豊明市消防長をいう。
- 6 豊明市水防団（法第6条、以下「市水防団」という。）
豊明市消防団をいう。
- 7 水防管理団体（法第2条第1項）
水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水防予防組合をいう。
- 8 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、県知事が指定した水防管理団体をいい、市はこれに指定されている。
- 9 水防警報（法第2条第7項、第16条第1項）
水防警報河川等*について、国土交通大臣又は県知事が洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

*水防警報河川等

- (1)国土交通大臣が洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川、湖沼又は海岸をいう。
- (2)県知事が(1)以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水、津波又は高潮により県民経済上相当の損害を生ずるおそれが

あると認めて指定し、公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

10 洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

洪水予報指定河川*について、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は県知事と気象長官が共同して、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。

*洪水予報指定河川

(1)国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

(2)県知事が、(1)以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

第3節 水防の責任と義務

1 県の責任

(1) 水防法上の二次的責任

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保その指導に務める責任を有する。（法第3条の6）

ア 水防計画の策定、要旨の公表（法第7条第1項・第5項・第6項）

イ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）

ウ 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資機材の備蓄（法第3条の6、法第44条）

エ 水防活動従事者の安全への配慮（法第7条第2項）

オ 水防管理団体への助言、勧告（法第48条）

カ 通信連絡系統の確立（法第27条、法第2条第5項）

キ 優先通行の標識及び水防信号の制定（法第18号、法第20条）

ク 洪水予報対象河川の指定及び浸水想定区域の指定（法第11条第1項、法第14条第1項）

ケ 洪水予報の発表、通知（法第10条第3項、法第11条第1項）

コ 水位情報の通知、一般への周知（法第13条）

サ 水防警報発表河川等の指定（法第16条第1項）

シ 水防警報の発表、通知（法第16条第1項、法第16条第3項）

ス 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対する立退きの指示（法第29条）

セ 水防上緊急を要するときの水防管理者等に対する指示（法第30条）

ソ 水防に関する費用負担の協議が成立しない場合のあっせん及び他県知事との協議（法第42条第3項、法第42条第4項）

タ 費用の負担（法第43条、法第43条の2）

チ 水防費用の補助（法第44条）

ツ 水防に関する報告の提出及び徴集（法第47条）

2 水防管理団体等の責任

(1) 水防法上の一次的責任

水防管理団体である豊明市は次の事項によりその管轄区域の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)

- ア 水防体制を確立すること(法第3条)
- イ 水防団を整備すること(法第5条)【資料1】
- ウ 水防倉庫の設置及び資機材の備蓄(法第3条)
- エ 通信連絡体系を確立すること(法第3条、法第27条)
- オ 水位状況の関係者への通報(法第12条)
- カ 水防団を出動させ、又は出動の準備をさせること(法第17条)
- キ 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し退去を命ずること(法第21条)
- ク 警察官の出動を求めること(法第22条)
- ケ 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担(法第23条)
- コ 決壊の通報(法第25条)
- サ 決壊後の被害の拡大の防止(法第26条)
- シ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使(法第28条)
- ス 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者に対する立退きの指示(法第29条)
- セ 水防に要する費用の負担(法第41条)
- ソ 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償(法第45条)
- タ 水防に関する報告の提出(法第47条)
- チ 平常時における区域内の河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報(法第9条)
- ツ 消防事務との調整(法第50条)

(2) 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は(1)に加え次の事項の責任を有する。

- ア 消防機関が水防を十分に行えない場合の水防団の設置(法第5条第2項)
- イ 水防計画の策定、要旨の公表、県知事への届け出(法第33条第1項・第3項、法第49条第1項)
- ウ 水防活動従事者の安全への配慮(法第33条第4項)
- エ 毎年の水防訓練(法第33条の2)

(3) 市防災会議又は市長の責任

- ア 浸水想定区域における迅速かつ円滑な避難の確保及び浸水防止のための措置(法第15条5)

3 その他水防上重要な施設における管理責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設にあつては、その管理者は日常管理点検とともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じられる体制を執るとともに、水防管理者の指示に従わなければならない。

4 住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者、消防機関の長又は水防団長から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。（法第24条、法第29条）

第4節 水防計画の変更

市は毎年、県の水防計画に応じて、出水期までに水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更を行う。水防計画を変更しようとするときは、あらかじめ市防災会議に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 水防本部等の組織

市水防本部は、豊明市災害対策本部条例に定める市災害対策本部の警戒第2配備の部班で編成し、水防業務の統括にあたる。

水防本部は、気象状況により洪水による水災が予想されるときは、市庁舎東館1階会議室6・7に水防本部を設置する。ただし、状況により水防本部を設置することなく防災防犯対策室で業務を処理することができる。

なお、市水防本部は、市災害対策本部が設置された場合はこれに統合されるものとする。

【資料2】

2 災害対策本部

市災害対策本部の組織、所掌事務等については、豊明市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。【資料3】

第2節 水防管理団体

1 水防管理団体

水防管理団体は、その区域内の河川等で水防を必要とする箇所を警戒及び防御するもので、水防団を組織しておくものとする。【資料1】

2 指定水防管理団体

県内の水防管理団体のうちで、水防上公共の安全に重大な関係があるとして県知事が指定した水防管理団体をいう。

指定水防管理団体は、水防計画の策定、要旨の公表及び毎年水防団等の水防訓練を行わなければならない。

第3章 水防施設

第1節 水防施設

1 水防倉庫及び資器材の備蓄

(1) 水防倉庫

所在地：豊明市阿野町登89-1

規模：鉄骨平屋建 58.27㎡

(2) 資器材備蓄状況

(平成28年4月1日現在)

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
木杭3.0m	本	100	スコップ	丁	86
木杭1.5m	本	100	おの	丁	20
たこづち	丁	9	のこぎり	丁	10
バンセン	kg	30	バンセン切	丁	6
なた	丁	30	かま	丁	10
たけみ	丁	50	一輪車	台	7
ビニールシート	枚	315	ビニール縄50m	本	13
鉄ハンマー	丁	12	リアカー	台	7
土のう袋	袋	5,000	しの	丁	25
吸水式水の水のう袋	袋	1,000	軍手	ダース	21
くぎ	kg	4	鋼板	枚	60
鉄杭(太)	本	70	鉄杭(細)	本	135
金づち	丁	9	チェーンソー	台	6
チェーンソー替刃	枚	9	飛散避けサングラス	個	20
ガソリン (1ℓ入)	缶	48	石頭	丁	4
混合ガソリン (450ml入)	缶	120	かけや	丁	50

2 土のう置場

第1土のう置場	所在地：豊明市阿野町長根地内 (県道瀬戸大府東海線高架下) 面積：400㎡ 土のう備蓄数：2,500袋 川砂(山積み)：8㎡	第2土のう置場	所在地：豊明市栄町三ツ池下地内 (市道三ツ池高架橋下) 面積：50㎡ 土のう備蓄数：900袋
---------	--	---------	---

第2節 通信連絡

1 計画方針

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期すため無線施設を活用する。

2 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時における通信連絡及び警報伝達については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。

【資料4】

第3節 非常輸送

水防時における輸送経路については、市水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め輸送の正確を諮るものとする。

非常輸送車両については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。

(第2編 第2章 第4節 第13 緊急輸送)【資料5】

第4章 水防活動

第1節 水防本部員の非常配備体制

水防時、水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め水防活動、応急対策等の一体的活動を期するものとする。

1 非常配備の基準

職員の非常連絡、非常配備体制の種類、配備内容、配備時期等は豊明市地域防災計画の定めるところにより、被害の発生を最小限にとどめるために、迅速な初動活動体制を確立する。

(第3編 第1章 第1節 第1 市職員の動員・配備)

第2節 水防団の非常配備体制

水防団の非常配備については、次のとおりとし、非常配備体制を整えるものとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	境川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団は連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得る状態におく
準備	1. 境川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 2. 豪雨により堤防の決壊、漏水等のおそれがあり、その他水防上必要と認められるとき	水防団の団長及び副団長並びに分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、堤防等水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 境川の水位が出動水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 2. 上記2のおそれが高まったとき	水防団員全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の通知があったとき	

※各水防団の管轄地域は【資料1】のとおりである。

第3節 臨機の措置

- 1 巡視中又はその他水防上に異常を発見したときは、巡視者は可能な限り臨機の措置を講ずるとともに水防本部に対し、次の要領にて報告し指示を受けるものとする。
 - (1) 異常発生場所、範囲その他の状況
 - (2) 人畜その他家屋の被害の有無
 - (3) 応援の要否（人員資材、器具場所等）
 - (4) 臨機の措置の状況
 - (5) その他参考になる事項
- 2 決壊箇所については、関係各機関が相互に協力して、速やかに水防工法を実施し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第4節 気象予警報の種類

1 気象、洪水についての予報・警報

(1) 警報・注意報

市内において発表される注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

(平成28年4月1日現在)

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき		
	雨量基準	土壌雨量指数*1	
	1時間雨量30mm以上	92以上	
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		
	雨量基準	土壌雨量指数	
	1時間雨量60mm以上	130以上	
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき		
	基準		
	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
洪水注意報	河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき		
	雨量基準	流域雨量指数基準*2	複合基準
	1時間雨量30mm以上	—	—
洪水警報	河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		
	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
	1時間雨量60mm以上	—	—

*1 土壌雨量指数：土壌中にたまっている雨水の量を示す値であり、この数値が大きいほど土砂災害の危険性が高くなる。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

*2 流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す値であり、この値が大きいほど洪水災害発生の危険性が高くなる。流出・流下過程の計算によって5km四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象情報

ア 災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先

立って現象を予告し注意を呼びかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表されるときがある。（「愛知県気象情報」、「東海地方気象情報」等）

イ 記録的短時間大雨情報・・・1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表される。

ウ 土砂災害警戒情報・・・大雨警報発表中に、更に土砂災害発生の危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が共同して、市町村を最小単位として発表される。

エ 記録的な大雨に関する気象情報・・・大雨特別警報を発表した直後に、大雨特別警報を補完するため、標題を「記録的な大雨に関する気象情報」とした気象情報が発表される。

オ 天候情報・・・気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。

2 措置

気象状況等の情報を把握するため各分団においては、ラジオ、テレビその他の情報に注意して水防活動に遺憾のないようにすること。

第5節 水防警報

1 水防警報を行う河川

知事が水防警報を行う河川とその区域

河川名	区 域
境川	左岸 刈谷市西境町清水29番地の2地先（井堰側合流点） 右岸 豊明市新田町森西13番の3地先（井堰川合流点）から 海まで

2 水防警報を発する基準

（1）水防警報の対象水位観測所及び発令基準

知事が水防警報を行う河川

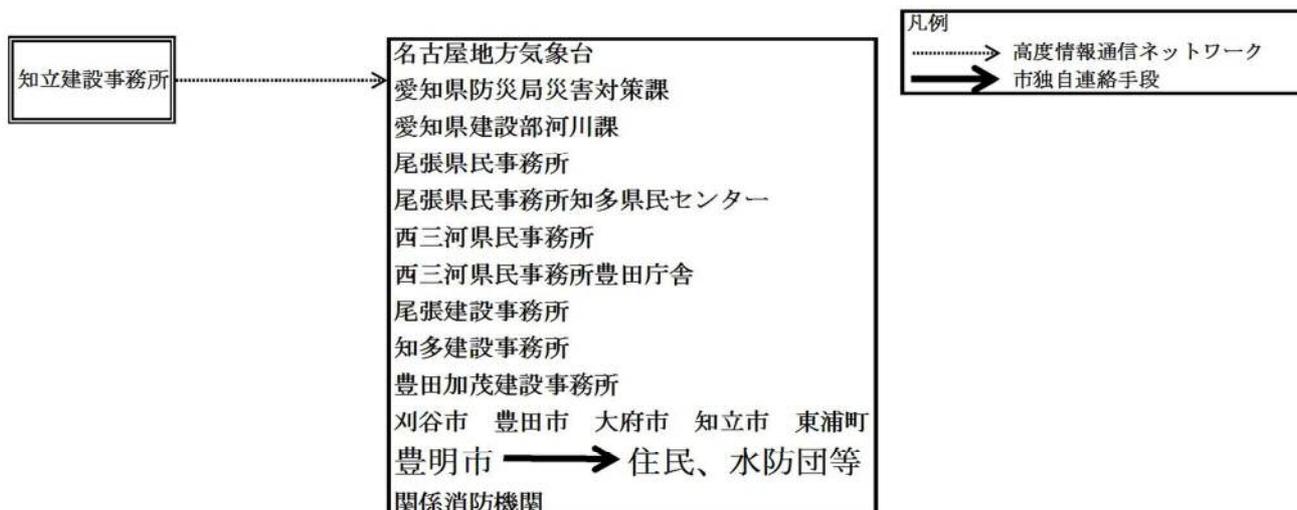
河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）m	氾濫注意水位（警戒水位）m	出動水位m	氾濫危険水位m	発表者
境川	泉田	刈谷市和泉田町 （左岸河口から7.33km）	3.3	4.1	4.7	5.7	知立建設事務所長

（2）水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、幹部員の出動を通知するもの
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解 除	水防活動の終了を通知するもの

3 水防警報伝達系統

(1) 知事が水防警報を行う河川（境川）



4 水防警報発表受報様式

様式については、資料編【資料6】

第6節 洪水予報

1 洪水予報を行う河川及び実施区域

知事が指定した河川

河川名	区	域
境川	左右岸	井堰川合流点 から海まで

2 洪水予報に関する基準地点

知事が指定した河川

河川	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	出動 水位m	氾濫危険水位m
境川	泉田	刈谷市和泉田町 (左岸河口から7.33km)	3.3	4.1	4.7	5.7

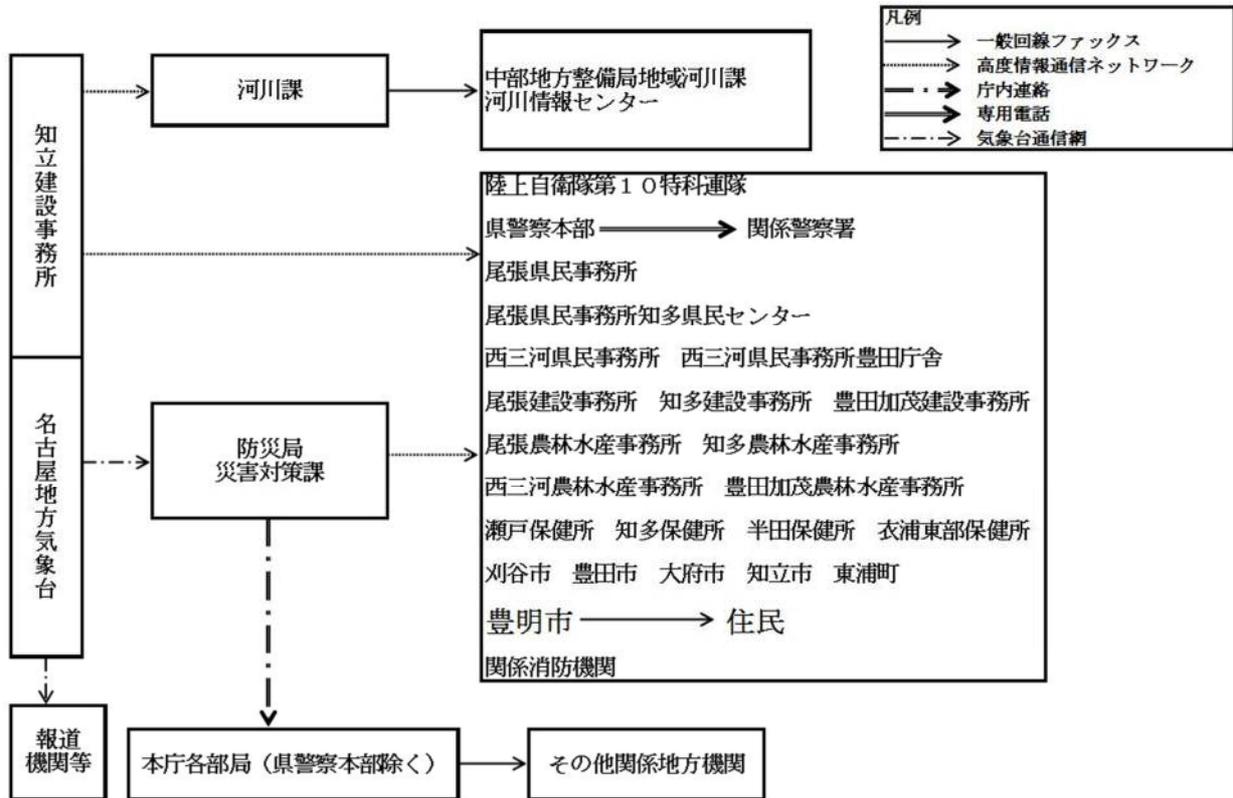
3 洪水予報の種類と基準

種類		発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇のおそれがあるときに発表する
	解除	洪水の危険がなくなると認められるときに発表する
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する
	氾濫発生情報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する

※洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付

して発表する。

4 洪水予報伝達系統（境川）



5 洪水予報発表様式

様式については、資料編【資料9】

第7節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組合せて初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々を行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次のとおりとする。

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗掘)	着流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）	樹木の重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 浸水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。 吸い込み口を防ぐ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
深掘れ	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗堀）、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗堀）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
亀裂	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起りそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
	漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。
月の輪工		堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。
越水（堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）にくいを打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
越水（堤防からの水のあふれ）	木マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水） を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水） を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそ のおそれのある箇所の居住側 堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水） による居住側堤防斜面（裏 法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面） を防水シートで被覆する。
	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の 深堀れ（洗掘）が進んでいる 箇所堤防上端（天端）まで崩 壊し、幅員不足になりつつあ る箇所	堤防断面の厚みをつけ、破 壊するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土 のうを積む。
決壊防止	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面） が崩れた、又は崩れそうな箇 所	居住側斜面（裏法面）の崩 壊を防ぐ。	堤防斜面（表法面）崩れの 下部に杭を打ち、土のうを 積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面） が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩 れた箇所を補強し、堤防の 崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、 竹で刺し貫いて、地上に突 き出た竹を縫って固定す る。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 提脚の深堀れ（洗掘）が見ら れる箇所	急流河川の流れをゆるやか にする。提脚深堀れ（洗掘） の拡大を防ぐ。	深堀れ箇所に川倉、牛わ く、鳥脚などを投入する。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以ってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」想像による言動はしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法面）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第8節 水防報告

- 1 当該地域の担当責任者は水防業務が終結したときは、遅滞なく別表様式により水防本部に報告するものとする。様式については、資料編【資料10】
- 2 水防管理者は水防が終結したときは遅滞なく次の様式により尾張建設事務所に報告するものとする。様式については、資料編【資料11】

第5章 避難

第1節 避難の指示

水防本部長は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、その区域の住民に対し避難のための立退きを指示又は勧告（以下「避難勧告等」という。）する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって市民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内の安全な場所に留まる又は屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する等、避難のための安全確保に関する措置を指示するものとする。

なお、避難勧告等の発令については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。この場合は愛知警察署長にその旨を通知する。

（第2編 第1章 第10節 第1 避難勧告等、第3編 第1章 第9節 第1 避難勧告等）

第2節 避難勧告等の発令の伝達方法

避難勧告又は避難指示である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。方法として、概ね次のものがある。

電話、ファックス、サイレン、打鐘、広報車、相互連絡、電子メール、マスメディア（県高度情報通信ネットワークLアラート、市ホームページ、ブログ等）

また、避難勧告等の段階として次の淳で発令する。

- （1）避難準備情報（避難行動要支援者避難）
- （2）避難勧告
- （3）避難指示

第3節 避難先及び避難順序

1 避難先

直近で防災上安全な公共建物を優先利用するが、豊明市地域防災計画で指定をしている避難所とする。【資料12】

2 順序

避難行動要支援者を最優先する。

3 移送の方法

避難者が自主的に避難することを原則とするが、避難行動要支援者等自力にて避難することができない場合は自主防災組織、地域支援者等の協力を得て避難する。また緊急を要する場合は、車両等を出動させる。

第6章 水防上の注意箇所

第1節 水防上の注意箇所

市内の河川で水防上注意を要する箇所は、【資料7、8】のとおりである。これらの保全のため、常に現況把握に努め、予想される危険の防止及び軽減等の措置を講ずるものとする。

第7章 水防信号及び水防標識

第1節 水防信号

水防信号及び標識は「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりである。

- 1 出動信号 消防団の出動を知らせるもの
- 2 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

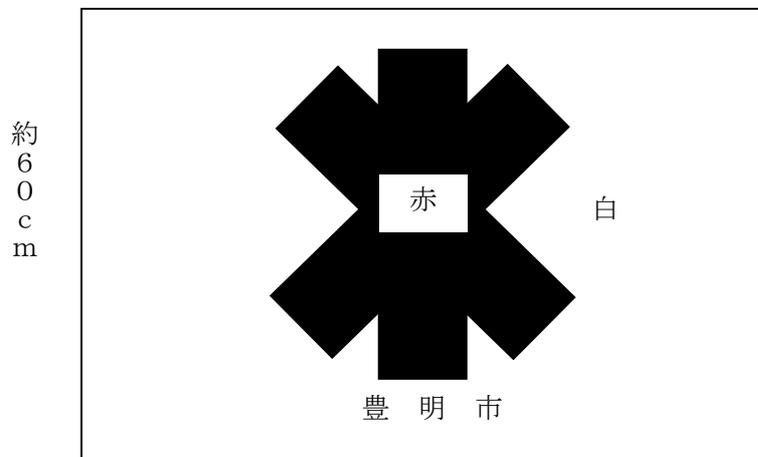
種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出 動	 (3点)	約5秒 _____ 約6秒 _____
避 難		約3秒 _____ 約2秒 _____

備考1 信号継続時間は適宜とする。

第2節 水防標識

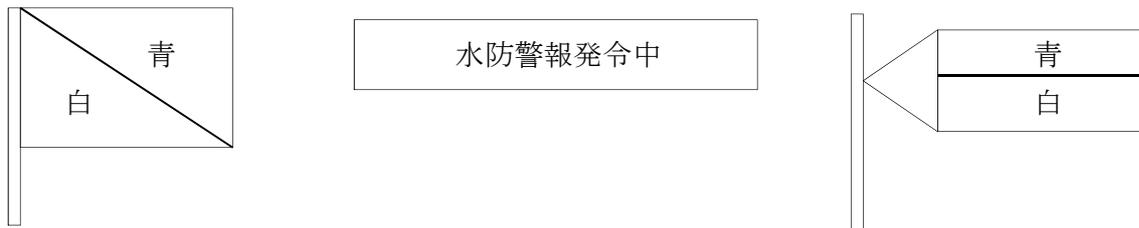
- 1 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車両は、優先通行を確保するため次の標識を用いるものとする。



2 水防警報発令標識

水防警報発令の標識は次の標識を用いるものとする。(形状大きさ適宜)



第8章 決壊等の通報並びに決壊後の処置

第1節 決壊の通報

水防本部長は、堤防その他の施設の決壊又は河川の氾濫のおそれがあるとき、直ちにその旨を県尾張県民事務所、県尾張建設事務所及び愛知警察署に被害・対策情報をそれぞれ通報する。同時に氾濫する方向の隣接水防管理者に連絡しなければならない。

第2節 決壊箇所の処置

決壊後は速やかに応急水防工法を実施し、堤防増破を最小限度に食い止めるとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第3節 決壊による被害状況の報告

水防本部長が、決壊や水のあふれに起因する氾濫による被害を認知したときは、人的被害・住家被害については、様式1により県尾張県民事務所、県瀬戸保健所へ、公共土木施設被害については、様式2により県尾張県民事務所へ速やかに報告する。

様式は資料集【資料13、14】

第4節 水防解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに県尾張建設事務所に報告する。

第9章 協力応援

第1節 居住者の義務等

水防本部長は水防活動上必要がある場合は、警戒地域を設定し、無用の者の立入りを禁止、制限し若しくは退去を命ずることができる。

水防本部長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。

第2節 関係機関との相互協力

水防本部は、県尾張建設事務所、県警愛知署その他関係各機関と常に密接な連携をとり、水防上の水位、雨量及び警報について連絡協調し、堤防からの水のあふれ、堤防の決壊（越水堤防）等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

第3節 隣接水防団体等との協力

水防本部は、水防のために必要があると認めるときは、隣接水防団体等に応援を求めるものとする。また、隣接水防団体等より応援の要請があった場合は、みずからの水防に支障のない限り応援するものとする。

第4節 警察官の出動要請

水防本部は、水防のため必要があるときは、県警愛知署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

水防本部は、水害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に派遣要請をするものとする。

自衛隊の受け入れについては、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとし、この計画に定めるもののほか、豊明市地域防災計画に定めるところによる。

第10章 公用負担

第1節 公用負担

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防本部長等は次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資材の収用
- 3 土石、竹木、その他資材の使用
- 4 車両、その他の運搬用機器の使用
- 5 工作物、その他の障害物の処分

第2節 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使しようとする者は、水防管理者、水防本部長等にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けたものにあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合には、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
豊明市消防団〇〇	
氏 名	
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した事を照明します。
平成 年 月 日	
	豊明市長 氏 名 印

第3節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者又は、これに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)
公用負担証
目的物 種類
負担内容 使用、収容、処分等
平成 年 月 日
豊明市長 氏 名 印

第4節 補償

水防管理者は、第1節により損失を受けたものに対し、時価によりその損失を負担するものとする。

第11章 水防訓練

第1節 水防訓練実施項目

水防訓練について、およそ次の項目の全部又は一部について行う。実施に際しては関係団体、地域住民の参加を得て、水防思想の高揚を図る。

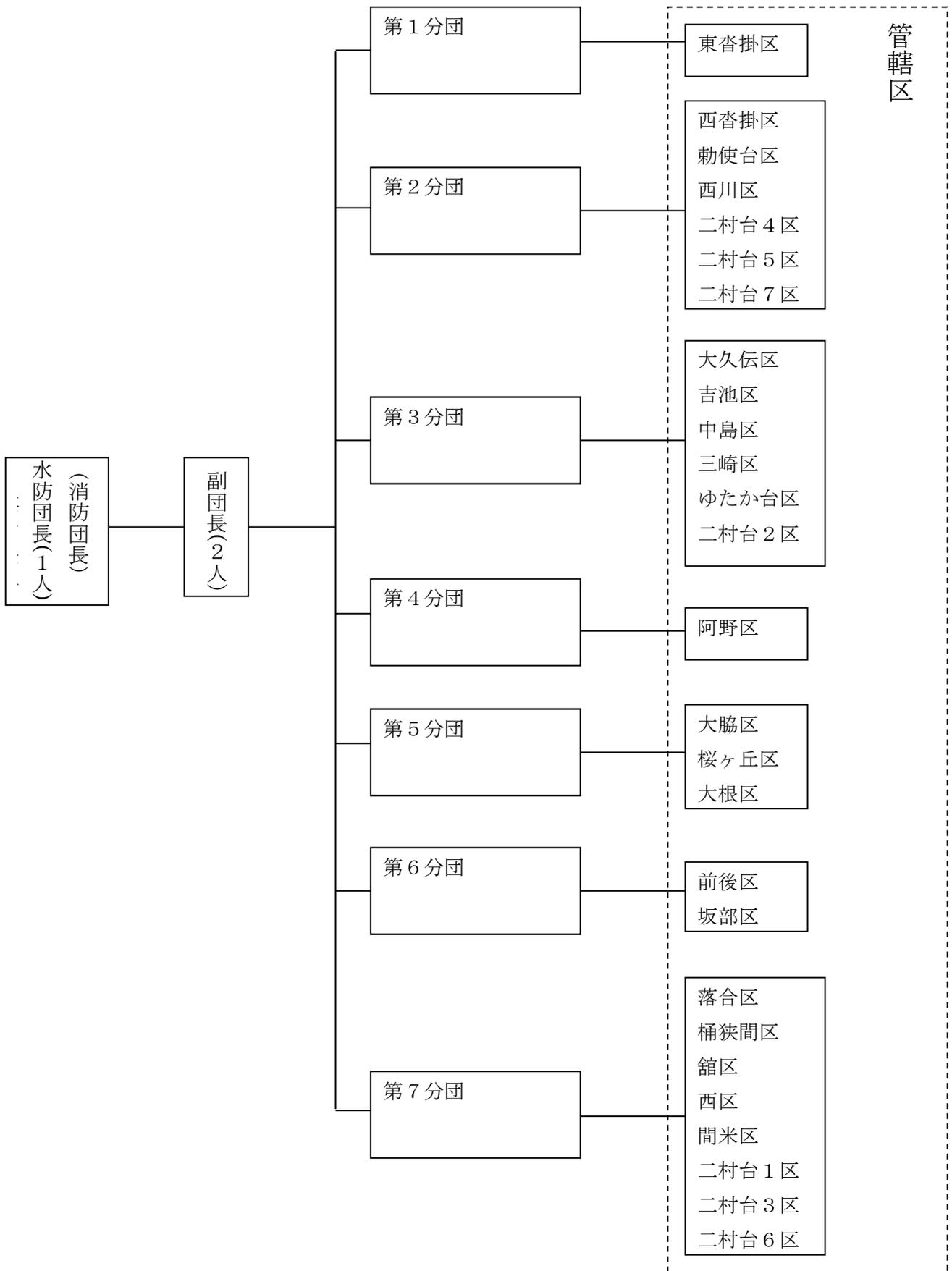
- 1 観測（水位、雨量、風速）
- 2 通報（電話、ファックス、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- 3 動員（消防団、関係団体、居住者、ボランティア）
- 4 輸送（資機材、人員）
- 5 工法（水防工法）
- 6 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）
- 7 その他水防に関する事項

第2節 水防訓練実施時期

水防訓練は、5月から9月までの間に1回以上実施する。

資料編

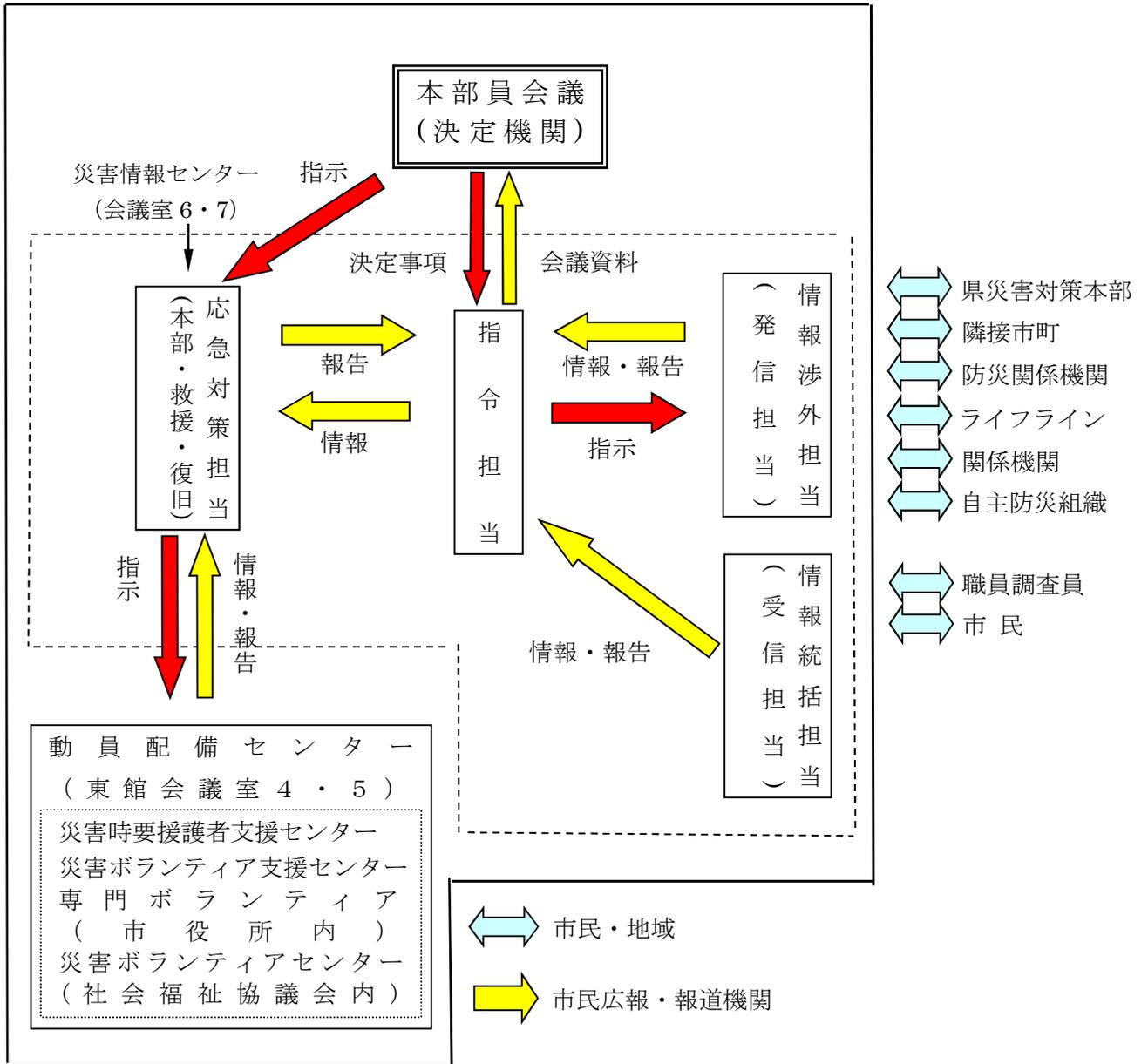
【資料1】水防団の構成及び管轄区域



【資料2】災害対策本部組織表

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
部及び部長	班及び班長	班員（所属課等）
災対行政経営部 ◎行政経営部長	情報班	秘書広報課、企画政策課、とよあけ創生推進室
	秘書広報課長、企画政策課長	
	会計班	財政課、出納室
災対市民生活部 ◎市民生活部長 ○議会事務局長	本部班	総務課、防災防犯対策室、市民協働課
	総務課長、防災防犯対策室長	
	調査班	市民課
	税務課長	
	市民班	議事課、監査委員事務局
市民課長		
特命班		
災対健康福祉部 ◎健康福祉部長	高齢者班	高齢者福祉課
	高齢者福祉課長	
	福祉班	児童福祉課
	社会福祉課長	
	児童班	保険医療課、健康推進課
児童福祉課長		
医療防疫班		
災対経済建設部 ◎経済建設部長	物流班	産業振興課、地域活性化推進室
	産業振興課長	
	土木班	都市計画課、市街地整備推進室、下水道課
	土木課長	
	下水道・住宅班	環境課
	都市計画課長、下水道課長	
環境班		
災対教育部 ◎教育部長	教育1班	学校教育課、指導室、各学校職員（市費）
	学校教育課長	
	教育2班	生涯学習課、図書館
災対消防部 ◎消防長	消防本部班	消防総務課
	消防総務課長	
	消防署班	消防署
	消防署長	
消防団	消防団	
消防団長		

災害対策本部組織図（非常第1備配備体制以降）



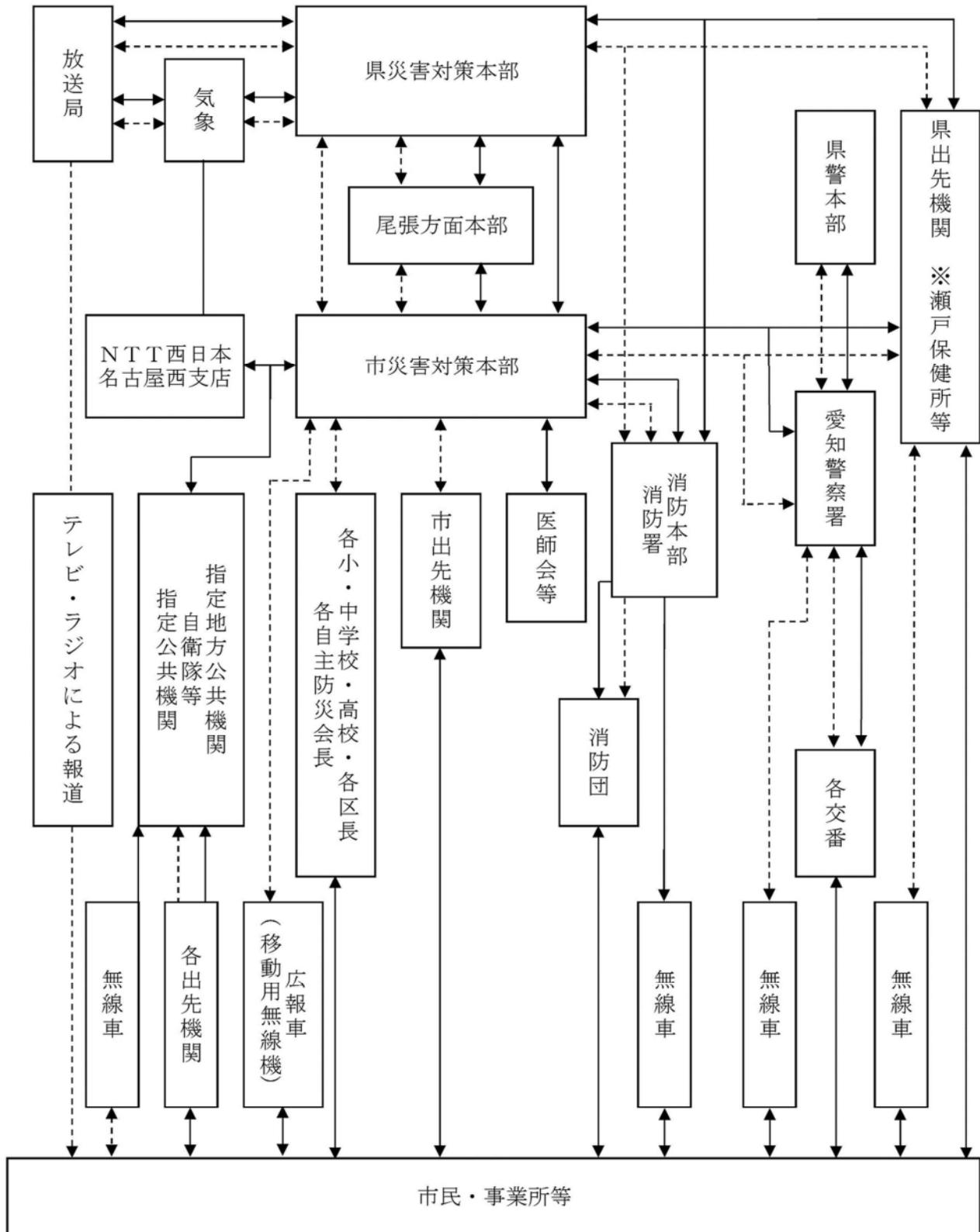
【資料3】災害対策業務分担表

班 名	事 務 分 掌
情 報 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機器・ネットワーク及び情報システムに関すること。 2. 災害広報、報道対応に関すること。(災害時プレスセンターの設置含む。) 3. 各部、関係機関からの情報の取りまとめ。(災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳の取りまとめ含む。)及び被害状況等の記録に関すること。 4. 市職員の動員及び服務に関すること。 5. 災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他関係業務に関すること。 6. 災害派遣職員等の受入れに関すること。 7. 復興本部、復興計画に関すること。
会 計 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策に係る資金繰り、経理に関すること。(災害救助法事務費の取りまとめ及び精算等を含む。) 2. 被災者総合支援センターの開設・運営に関すること。 3. 義捐金の募集、受領・補完に関すること。
本 部 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震情報、気象警報等の収集、伝達に関すること。 2. 本部室の設営、本部員の会議の庶務に関すること。 3. 避難の勧告、指示に関すること。 4. 輸送手段及び燃料等の確保、配車及び緊急通行車両の届出に関すること。 5. 国、県への報告・要請、他自治体との相互応援、協力団体等への協力要請防災関係機関との調整に関すること。 6. 災害対策の総合調整に関すること。(職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等含む。) 7. 外国人の支援に関すること。
調 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各地区の被災状況の調査に関すること。 2. 家屋被害認定調査及びり災照明に関すること。 3. 市税等の減免措置に関すること。
市 民 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等の安否情報(避難所収容者名簿及び要搜索者名簿等のとりまとめ含む。)に関すること。 2. 遺体の収容、調整に関すること。
特 命 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長の特命事項の遂行に関すること。 2. 議会との連絡、調整に関すること。
高 齢 者 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の救援に関すること。(要配慮者専用(優先)避難所の開設・運営含む。)
福 祉 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者の救援に関すること。(要配慮者専用(優先)避難所の開設・運営含む) 2. 災害ボランティアセンターとの連絡、調整に関すること。 3. 義捐金の配分・支給に関すること。 4. 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び災害援護資金等の貸付けに関すること。
児 童 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児の救援に関すること。(要配慮者優先避難所の開設・運営含む。) 2. 応急保育に関すること。

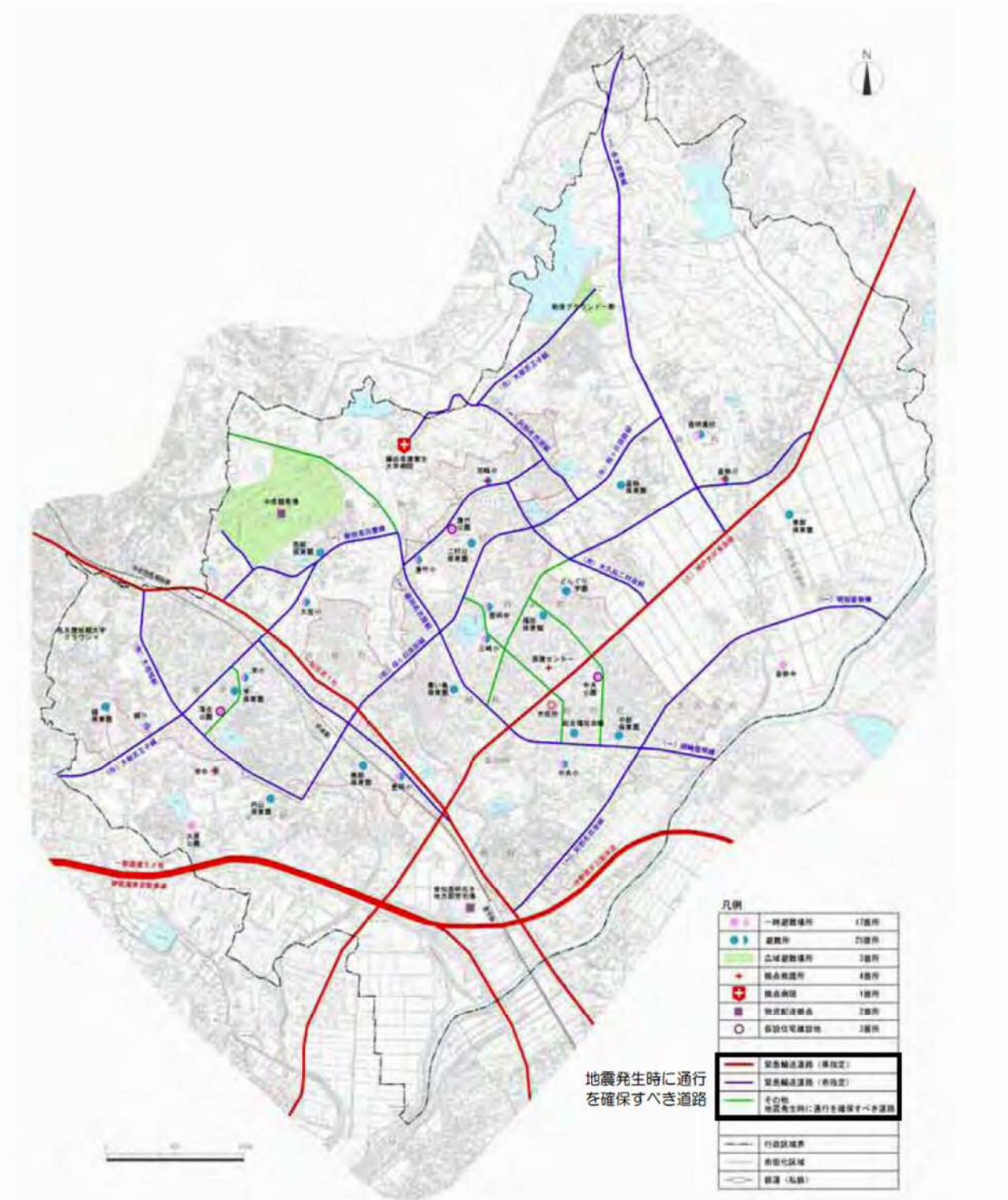
班 名	事 務 分 掌
医療防疫班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産及び救護に関すること。 2. 被災者の健康管理及び相談に関すること。 3. 防疫活動に関すること。 4. 国保・年金の減免に関すること。
物流班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水及び水道施設に関すること。 2. 飲食糧品、生活用品その他救援物資の調達及び供給に関すること。（物資集積拠点の運営含む。） 3. 排水機場の管理、農林業及び商工業の被害調査、応急対策及び復興に関すること。 4. 被災者の雇用に関すること。
土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防活動に関すること。 2. 道路、河川管理施設、橋梁、水路、ため池等の点検・調査、応急対策及び復旧に関すること。（緊急輸送道路の確保含む。） 3. 倒壊建物等の生き埋め被災者の救出等の協力に関すること。
下水道・住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の点検・調査、応急措置及び復旧に関すること。 2. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 3. 造成宅地等の災害調査及び復旧指導に関すること。 4. 被災者に対する応急住宅等の供給に関すること。 5. 被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること。 6. 災害復興に係る都市計画に関すること。
環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1. し尿の収集及び処理に関すること。 2. 仮設トイレの調達、配置計画に関すること。 3. ごみ・がれきの収集及び処理に関すること。 4. 災害時の環境保全（避難所等の消毒含む。）に関すること。
教育 1 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営並びにそれらのとりまとめに関すること。 2. 児童・生徒の保護に関すること。 3. 応急教育に関すること。 4. 被災児童・生徒の学用品の支給に関すること。 5. 学校施設等の点検・調査、応急対策及び復旧に関すること。
教育 2 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び運営に関すること。 2. 臨時ヘリポートの開設に関すること。 3. 文化財等の被害調査及び復旧に関すること。
消防本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防・水防・被災者の救出、救助及び救護並びに行方不明者捜索等の取りまとめに関すること。 2. 消防関係職員、団員の動員及び応援職員の受入れ、緊急消防援助隊の要請、その他災対消防部に関する庶務に関すること。 3. 火災、水害等の被害状況の調査の取りまとめに関すること。

班 名	事 務 分 掌
消 防 署 班 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防、水防その他防災活動に関すること。 2. 避難者の誘導及び救出に関すること。 3. 被災者の救急、救護に関すること。 4. 災害による行方不明者の捜索に関すること。 5. 火災等の被災状況の調査に関すること。 6. 危険区域の応急措置に関すること。
各 部 主 管 班 又 は 共 通 班 (本部連絡班)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の情報収集・集約、本部事務局への報告に関すること。 2. 部内への指令等の伝達に関すること。 3. 部内の所掌事務の進捗管理に関すること。 4. 部内の体制等の調整及び本部事務局との調整に関すること。
各 班 共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 2. 管理施設の点検・調査、応急対策・復旧に関すること。 3. 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること。 4. 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録に関すること。 5. 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 6. 所掌事務に関する機関、団体との連絡、調整に関すること。 7. 所掌事務に関する問合せ、相談等への対応に関すること。 8. 所掌事務に係る専門ボランティアとの連絡調整に関すること。 9. 遺体が多数に上る場合の遺体安置所の運営協力、避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）に関すること。
避 難 所 直 近 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害初期における担当避難所の開設・運営に関すること。
避 難 所 運 営 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難が長期化した場合の担当避難所の運営に関すること。

【資料4】 災害対策本部を中心とする通信連絡系統図



【資料5】市域における緊急輸送道路



風水害における災害応急対策については、豊明市地域防災計画第3編「風水害等災害対策計画」及び、第2編「地震災害対策計画」第1章「災害応急対策計画」を準用する。

【資料6】河川水防警報知事発令様式（境川）

川		水防警報 第 号
		愛知県 建設事務所 発表 平成20年 月 日 時 分
(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位 、 上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	水位観測所の水位は、 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmlに達している。
	(予想)	4
5		時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mlになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況		月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)							
		観測所	現在水位	水防団 待機 (通報) 水位	はん濫 注意 (警戒) 水位	出勤 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	はん濫 危険 (危険) 水位	計画高 水位
洪水予報	川								
水防警報									

(注意事項)
 ・水位の情報は最新のものを確認すること
 インターネット <http://www.river.go.jp/>
<http://www.kasen-owari.jp/>
 ・河川に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先
 愛知県 ○○建設事務所
 ○○課 0XXX-XX-XXXX

【資料 7】 水防上河川注意箇所

(1) 県管理区間

水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	摘要(水防工法)
境川	皆瀬川	4.5k+50m~4.7k+50m	左	豊明市前後町五軒屋 (名鉄本線より上流)	200	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工

(2) 市管理区間

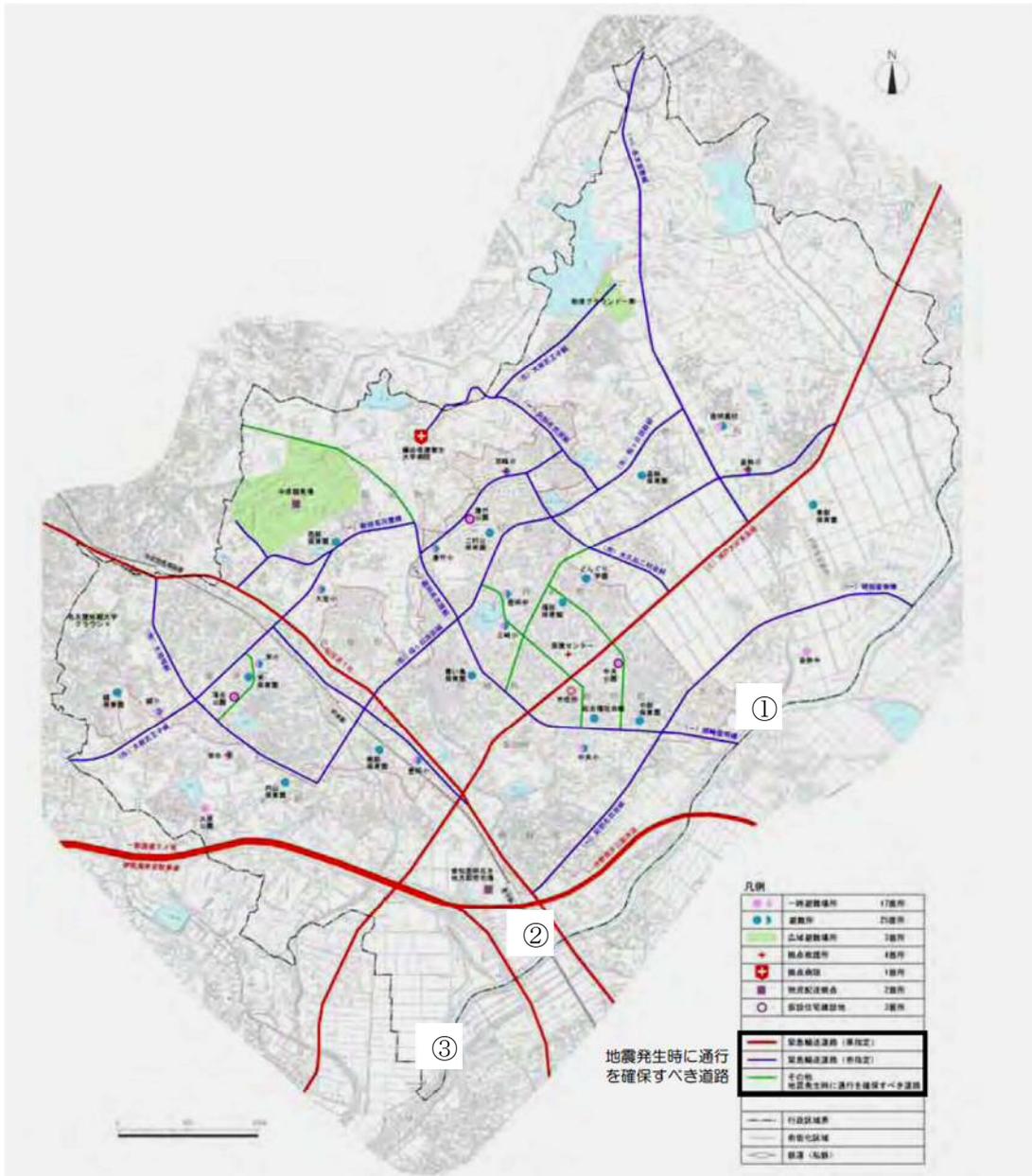
水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
境川	準用河川 天王川		右	豊明市新田町郷下 (県道岡崎豊明線下流 150m)	150	A	堤防高不足	積土のう工

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間をいう。

位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば 4.5 k +50m は 4,550m のことである。

【資料8】水防上注意施設

農業用排水機場



市内の排水機場（農業用）

番号	排水機場名	位置	流域 ha	排水機				操作担当課	管理担当課
				馬力 Ps/kw	口径 m/m	種類 E・M	排水量 m ³ /S		
1	大久伝	大久伝町中	916	320ps	1,350	ディーゼル	3.5	産業振興課	土木課
				320	1,350	ディーゼル	3.5		
				180	1,000	ディーゼル	2.0		
				22kw	300	モーター	0.16		
2	阿野	阿野町正戸	237	90kw	900	モーター	1.6	産業振興課	土木課
				90	900	モーター	1.6		
				11	200	モーター	0.1		
3	大脇	栄町舟田	156	200kw	1,200	モーター	3.0	産業振興課	土木課
				15	300	モーター	0.15		

【資料9】洪水予報発表文例（境川）

愛知県境川水系境川・逢妻川はん濫警戒情報

愛知県境川水系境川・逢妻川洪水予報 第〇号
洪水警報（発表）
平成〇年〇月〇日〇時〇分
愛知県知立建設事務所・名古屋地方气象台 共同発表

境川・逢妻川 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み

【主文】

境川の刈谷市泉田水位観測所では、避難判断水位（レベル3）に達しました。今後はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。

（注意事項）

今回の洪水は平成〇年〇月の台風〇号による大雨時を上回る規模と見込まれます。

【現況・予想】

境川・逢妻川の流域平均雨量

〇日〇時〇分から〇日〇時〇分までの〇時間の現況 〇〇ミリ

〇日〇時〇分から〇日〇時〇分までの〇時間の予想 〇〇ミリ

境川の泉田水位観測所〔刈谷市〕の水位

〇日〇時〇分の現況 〇.〇m（急上昇中）

（水位危険度レベル3）

〇日〇時〇分の予測 〇.〇m程度

（水位危険度レベル4）

逢妻川の一寸木水位観測所〔刈谷市〕の水位

〇日〇時〇分の現況 〇.〇m（急上昇中）

（水位危険度レベル2）

〇日〇時〇分の予測 〇.〇m程度

（水位危険度レベル3）

【参考】

境川の泉田水位観測所〔刈谷市泉田町〕

はん濫危険水位 5.70m 避難判断水位 4.80m はん濫注意水位（警戒水位） 4.10m

水防団待機水位 3.30m 平常水位 1.86m

逢妻川の一寸木水位観測所〔刈谷市一寸木町〕

はん濫危険水位 4.70m 避難判断水位 4.00m はん濫注意水位（警戒水位） 3.30m

水防団待機水位 2.60m 平常水位 0.35m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

【問い合わせ先】

水位関係：愛知県 知立建設事務所 維持管理課 電話 0566-82-3111
気象関係：気象庁 名古屋地方气象台 観測予報課 電話 052-751-0909

【資料10】水防報告様式

(別表1)

水防巡視報告書

報告年月日	平成 年 月 日	報告者	
巡視理由	①台風 ②洪水 ③高潮 ④津波 ⑤その他 ()		
実施者	① 消防署員 名 ③その他 名 名 ② 消防団員 名		
巡視開始及び終了時刻	自 平成 年 月 日 時 分より 至 平成 年 月 日 時 分まで		
実施場所	豊明市 町 地先から 地先まで		
気象状況	天候	晴 ・ 曇 ・ 雨 ・ 台風 号	
	注意報及び警報	大雨 ・ 洪水 ・ 高潮 ・ 波浪 ・ 津波 (注意報 ・ 警報)	
危険箇所の状況等			
危険箇所の対策	①無 ②有		
その他参考となる事項			

水防作業実施報告書

実施 機関		実施年月日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
水防作業実施箇所	市 右岸 地先 川 m 町 左岸					
出動人員	水防団員	消防署員	住 民	その他	計	
	名	名	名	名	名	
作業開始及び 終了時刻	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分まで					
水防作業の状況 (処理・処置工法)						
使用資材	品 名					
	数 量					
同上出材倉庫名	水 防 倉 庫					
収用資材種類別 数 量 及 び 収 用 先	品 名				収用権限行使者職氏名	
	数 量					
	収用先					
水防関係者の 傷害の有無						
その他参考事項						

【資料 1 1】 水防報告書

第 1 号様式

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日報告					
出水の概要		級	川水系	川始め	河川		
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内		
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時		
実施日時		月 日 時頃 ~		月 日 時頃			
水防活動	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員		水防団	名	自衛隊	名	居住者	名
		消防団	名	()	名	計	名
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	Ha	m		
	被害						
使用資機材		種類	数量	単価	金額 (円)		
特記事項							

備考

「出水の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②破堤又は越水箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

【資料 1 2】 避難場所一覧表（地域防災計画抜粋）

資料 2-4 指定避難場所・避難所一覧

1.避難場所・避難所

No.	施設名	所在地	電話		施設	面積 (㎡)	指定区分
			F A X				
1	名古屋短期大学 グラウンド	栄町武侍 48	97-1306 98-1162		グラウンド付近	15,300	緊急(大火)
2	中京競馬場	間米町敷田 1225	名競 電話 052-623-706 1 F A X 052-623-706 7 J R A 電 話 052-623-200 1 F A X 052-629-102 0		東第 1 駐車場 敷田駐車場	57,855	緊急(大火)
3	勅使グラウンド	沓掛町勅使 1-1	93-5001 (福祉体育館)		グラウンド	42,995	緊急(大火)
4	中央公園	新田町吉池 3-1	—		公 園	15,247	緊急(地震)
5	落合公園	新栄町三丁目 300	—		公 園	10,605	緊急(地震)
6	唐竹公園	二村台 3 丁目 2	—		公 園	20,802	緊急(地震)
7	大原公園	栄町大原 1-1	—		公 園	15,403	緊急(地震)
8	豊明小学校	阿野町茶屋浦 29	97-0111	グラウンド		6,016	緊急(地震)
				校舎	管理棟①	1,688	—
					管理棟②	940	
					教室棟	1,478	
97-0424	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所				
9	中央小学校	新田町西筋 38	92-0312	グラウンド		11,696	緊急(地震)
				校舎	教室棟①	1,479	—
					教室棟②	574	
					管理棟	1,947	
					北教室棟	2,022	
				92-9645	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所
グラウンド		12,838	緊急(地震)				
10	沓掛小学校	沓掛町一之御前 16	92-0743	校舎	管理棟①	2,630	—
					管理棟②	966	
					木造教室棟 第 1 棟	292	
					714		
				92-6497	屋内運動場	1,103	緊急(地震・洪水)、避難所
				グラウンド		10,521	緊急(地震)
11	栄小学校	新栄町二丁目 295	97-5710	校舎	管理棟①	1,863	—
					管理棟②	1,460	
					教室棟①	2,717	
					教室棟②	1,822	
				97-4843	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水)、避難所
				グラウンド		11,362	緊急(地震)
12	双峰小学校	二村台 7 丁目 3	92-4821	校舎	管理棟 ①②③	2,348	—
					管理棟④	497	
				92-8092	南教室棟	970	
					教室棟①	1,566	
					教室棟②	1,010	
					教室棟③	252	
					屋内運動場	971	

No.	施設名	所在地	電話	施設	面積 (㎡)	指定区分	
			F A X				
13	大宮小学校	前後町大狭間 1475	93-0911	グラウンド	7,547	緊急(地震)	
				校舎	管理棟①	2,141	-
			管理棟②		1,129		
			93-1538	屋内運動場	966	緊急(地震・洪水)、避難所	
14	唐竹小学校	二村台1丁目27	93-1212	校舎	グラウンド	7,800	緊急(地震)
					管理棟	3,544	-
			教室棟	2,022			
			93-1890	屋内運動場	966	緊急(地震・洪水)、避難所	
15	三崎小学校	三崎町三崎2-1	93-5111	校舎	グラウンド	7,169	緊急(地震)
					管理棟	2,825	-
					教室棟	1,555	
			93-3596	屋内運動場	971	緊急(地震・洪水・土砂)、避難所 長期	

No.	施設名	所在地	電話	施設	面積 (㎡)	指定区分	
			F A X				
16	舘小学校	栄町南舘 3-758	97-1235	グラウンド	11,086	緊急(地震)	
				校舎	管理棟	12,075	-
			97-4844	屋内運動場	989	緊急(地震・洪水)、避難所	
17	豊明中学校	西川町横井 4-1	92-1321	グラウンド	26,117	緊急(地震)	
				校舎	管理棟①	1,806	-
					管理棟②	1,456	
					第2棟①	1,158	
					第2棟②	713	
					第3棟①	1,205	
			第3棟②		841		
			92-8079	第3棟②	841		
				集会室	366		
						92-8079	屋内運動場
18	栄中学校	栄町殿ノ山 50	97-2648	グラウンド	15,288	緊急(地震)	
				校舎	管理棟	3,749	-
			教室棟		3,355		
			97-4842	屋内運動場	1,652	緊急(地震・洪水)、避難所	
19	沓掛中学校	沓掛町下山 1 ※2.0m以上区域内	93-3232	校舎	グラウンド	19,960	緊急(地震)
					管理棟	2,500	-
					教室棟①	2,849	
			教室棟②	1,096			
			93-3976	屋内運動場	1,555	緊急(地震)、避難所	
20	県立豊明高校	沓掛町海老池 10	93-1166	グラウンド	52,946	緊急(地震)	
			93-1542	屋内運動場	1,329	緊急(地震・洪水)、避難所	
21	福祉体育館	西川町笹原 26-1 ※0.2m以上区域内	93-5001	施設	7,840	優先(高齢者)	
			93-3880				
22	沓掛保育園	沓掛町森元 4	92-0465	園舎	1,135.12	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			92-0465				
23	青い鳥保育園	三崎町高鴨 1-1	92-6666	園舎	1,243.32	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			92-6666				
24	二村台保育園	二村台3丁目1-1	92-1500	園舎	1,224.14	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			92-1500				
25	舘保育園	栄町西大根 30-273	97-0800	園舎	1,097.97	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			97-0800				
26	中部保育園	新田町門先 10-10 ※0.2m以上区域内	92-7667	園舎	1,314.56	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			95-2331				
27	内山保育園	栄町内山 67-5	97-6336	園舎	1,038.50	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			97-6336				
28	東部保育園	沓掛町柿ノ木 3 ※0.2m以上区域内	93-1231	園舎	540.33	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)	
			93-1231				

29	栄保育園	新栄町二丁目 333	97-1900	園 舎	1,079.10	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)
			97-1900			
30	南部保育園	栄町坂畑 100	97-2811	園 舎	896.70	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)
			97-2056			
31	西部保育園	間 米 町 鶴 根 1212-66	93-7781	園 舎	905.50	優先(高齢者・乳幼児・妊産婦)
			93-7781			
32	どんぐり学園	西川町長田 16-8	92-6218	園 舎	272.08	優先(障がい者)
			92-6218			
33	メイツ	沓掛町中川 81-2	91-1890	施 設	849.54	専用(障がい者)
			91-1886			
34	ゆたか苑	栄町大根 1-143	98-0471	施 設	3,711.42	専用(障がい者)
			98-0472			
35	豊明苑	栄町大根 1-143	98-0471	施 設	3,235	専用(高齢者)
			98-0472			
36	グループホーム ひびきの家	沓掛町東門 22-1	91-4001	施 設	273.78	専用(高齢者)
			91-4002			
37	グループホーム びいす	栄町大原 31-1	85-1710	施 設	294.19	専用(高齢者)
			85-1711			
38	グループホーム ファミリアおおくて	大久伝町南 58	93-5971	施 設	248.27	専用(高齢者)
			93-5971			
39	豊明老人保健施設	沓掛町棧敷 30-7	93-8411	施 設	8,570.37	専用(高齢者)
			92-4774			

No.	施 設 名	所 在 地	電 話	施 設	面積 (㎡)	指定区分
			F A X			
40	豊明第2老人保健施設	沓掛町城塚 1	95-2110	施 設	5531	専用(高齢者)
			95-2207			
41	ケアタウン豊明	三 崎 町 中 ノ 坪 24-8	93-0151	施 設	1,956.95	専用(高齢者)
			93-2207			
42	勅使苑	沓掛町勅使 8-105	95-0200	施 設	3079	専用(高齢者)
			95-0201			
43	くつかけホーム	沓掛町山新田 106	91-3700	施 設	1,939.45	専用(高齢者)
			92-8280			

(注1) No.1~3、20 及び 33~43 の施設は、災害協定による。

(注2) 所在地欄の※付きの部分は、「豊明市洪水避難地図」による境川等洪水時浸水想定浸水深である。

(注3) 指定区分欄は、次の略語で表示している。

- 緊急(大火)：大規模な火事から安全を確保するための緊急避難場所
- 緊急(地震)：地震から安全を確保するための指定緊急避難場所
- 緊急(洪水)：洪水から安全を確保するための指定緊急避難場所
- 緊急(土砂)：土砂災害から安全を確保するための指定緊急避難場所
- 避 難 所：避難生活者を収容するための避難所
- 優先(高齢者)：要介護高齢者を二次収容し、優先的な介助を行う福祉避難所
- 優先(乳幼児・妊産婦)：乳幼児・妊産婦を二次収容し、優先的な介助を行う福祉避難所
- 優先(障がい者)：障がい者を二次収容し、優先的な介助を行う福祉避難所
- 専用(高 齢 者)：要介護高齢者を二次収容し、専門的な介助を行う福祉避難所
- 専用(障がい者)：障がい者を二次収容し、専門的な介助を行う福祉避難所

【資料14】公共土木施設被害（様式）

様式2

公 共 土 木 施 設 被 害

（第 報）

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	1. 河川 2. 海岸 3. 貯水池・ため池等 4. 港湾・漁港 5. 砂防施設		
発 生	日 時		
	場 所		
	原 因		
被 害 状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	（電話 ）	
	被害程度 （ 概 要 ）		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

豊明市水防計画

平成21年 3月10日 作成
平成23年 2月16日 一部改訂
平成28年 2月18日 一部改訂
平成28年11月28日 一部改訂

編集発行 豊明市市民生活部防災防犯対策室

〒 470-1195
豊明市新田町子持松1-1
電話 (0562) 92-1111